

**岡山市における介護予防・日常生活支援総合事業
(指定事業者関連) (案)**

(平成 28 年 1 月時点)

岡山市保健福祉局

岡山市における介護予防・日常生活支援総合事業について(指定事業者関連)

1 介護サービス事業者等の指定事業者が行うサービスについて

総合事業における「訪問型サービス」及び「通所型サービス」において、指定事業者によるサービスについてはそれぞれ2種類のサービス類型を実施予定。

- 1 専門的な支援が必要な要支援者等に対する、これまでどおりの介護予防給付に相当する既存の介護サービス事業者による専門的なサービス(現行相当サービス)
- 2 生活援助や運動などのニーズに対応するため、既存の介護サービス事業者だけでなく、多様な主体の新規事業者が実施する緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA、通所型サービスA)

(1) 訪問型サービス

類型	現行相当サービス	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
サービス内容	身体介護+生活援助 ※生活援助のみの場合は、原則「訪問型サービスA」で対応する ※利用者の状態像により利用時間は異なる ※自立を目指した相談・指導を含む	日常の掃除・洗濯等の生活援助のみ ※利用者の状態像により利用時間は異なる(1回あたり1時間程度を想定) ※自立を目指した相談・指導を含む
想定される実施主体	既存の介護サービス事業者 (既存の介護予防訪問介護事業者)	既存の介護サービス事業者 新規参入事業者
サービス対象者	現在の要支援に相当する人及び事業対象者	現在の要支援に相当する人及び事業対象者
サービス提供頻度	ケアプランに基づき決定 週1回~3回	ケアプランに基づき決定 週1回~3回
基準	現行の介護予防訪問介護の人員・設備・運営基準と同様	現行の介護予防訪問介護の人員・設備基準等を緩和予定
利用者負担額(利用料)	原則1割(一定所得以上の方は2割)負担	原則1割(一定所得以上の方は2割)負担
単価等	既存の介護予防訪問介護(要支援)と同額の報酬 各種加算・減算も同様	基本単価については、新設する加算を加えると現行の8~9割を想定 既存の加算、減算については個々の性格等により検討

(2) 通所型サービス

類型	現行相当サービス	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
サービス内容	機能訓練(レクリエーションを通じて行うものを含む)、送迎、入浴 他	運動的プログラムを中心とした2~3時間程度のサービス
想定される実施主体	既存の介護サービス事業者 (既存の介護予防通所介護事業者)	既存の介護サービス事業者 新規参入事業者
サービス対象者	現在の要支援に相当する人及び事業対象者	現在の要支援に相当する人及び事業対象者
サービス提供頻度	週1~2回程度 ※利用者の状態像により利用時間は異なる	週1~2回程度 2~3時間利用/日
基準	現行の介護予防通所介護の人員・設備・運営基準と同様	現行の介護予防通所介護の人員・設備基準等を緩和予定
利用者負担額(利用料)	原則1割(一定所得以上の方は2割)負担	原則1割(一定所得以上の方は2割)負担
単価等	既存の介護予防通所介護(要支援)と同額の報酬 各種加算・減算も同様	基本単価については、新設する加算を加えると現行の7~8割を想定 既存の加算、減算については個々の性格等により検討

2 現行相当サービスと緩和した基準によるサービスの人員・設備・運営基準の比較について

(1) 訪問型サービス

		現行の訪問介護相当	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
訪問型サービスの基準等	人員	<p>○管理者:資格要件なし ・常勤、専従1人 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>○サービス提供責任者:資格要件有 [介護福祉士、3年以上の実務経験のある初任者研修終了者等] ・常勤、専従で利用者40人に1人以上</p> <p>○訪問介護員:資格要件有 [保健師、看護師、介護福祉士、介護職員養成研修終了者等] ・常勤換算2.5人以上</p>	<p>○管理者:資格要件なし ・専従1人(人員要件緩和) ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>○サービス提供責任者:資格要件有 [介護福祉士、初任者研修終了者等](初任者研修終了者の実務経験を免除) ・専従1人以上(常勤要件、人数要件緩和)</p> <p>○家事援助員:資格要件有 [保健師、看護師、介護福祉士、介護職員養成研修終了者、一定の研修終了者等] (要件 資格追加) ・必要数(人数要件緩和) ※管理者、サービス提供責任者、家事援助員をあわせ常勤換算1人以上</p>
	設備	○事業運営のための専用区画の設置	○事業運営のための必要な区画の設置(専用要件緩和)
	運営	○個別サービス計画の作成:要	○個別サービス計画の作成:要

(2) 通所型サービス

		現行の通所介護相当	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
通所型サービスの基準等	人員	<p>○管理者:資格要件有[実務経験2年以上等] ・常勤、専従1人 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>○生活相談員:資格要件有、提供時間に応じて1人以上</p> <p>○看護職員:資格要件有、サービス単位ごとに1人以上(利用定員が11人以上の場合) ・専従1人以上</p> <p>○機能訓練指導員:資格要件有[OT、PT看護職員等] ・1人以上</p> <p>○介護職員:資格要件なし 利用者15人までは専従1人以上 15人～は利用者1人に0.2以上</p>	<p>○管理者:資格要件なし(資格要件削除) ・専従1人(人員要件緩和) ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>○生活相談員:不要(配置要件削除)</p> <p>○看護職員:不要(配置要件削除)</p> <p>○指導員:資格要件なし(資格要件削除)、サービス単位ごとに1人以上</p> <p>○介護職員:資格要件なし 利用者15人までは専従1人以上 15人～は利用者1人に0.2以上</p>
	設備	<p>○食堂及び機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</p> <p>○相談室:要</p> <p>○静養室:要</p>	<p>○サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)(設備要件緩和)</p> <p>○相談室:不要(設置要件削除)</p> <p>○静養スペース:要(設置要件緩和)</p>
	運営	○個別サービス計画の作成:要	○個別サービス計画の作成:必要に応じて作成(事務の簡素化)

3 介護報酬のサービス単価等について

(1) 包括単価か出来高か

ガイドラインにおける国の考え方

○単価は月当たりの**包括単価**とする場合の他、利用1回ごとの**出来高**で定めることができる。

岡山市の考え方

○現行の包括報酬については、「事業所が適切なサービス提供を行い、本人が行えることが広がることによって減少したサービス利用について、月単位で評価する」という国の考え方がある。(不要不急なサービス利用により利用者の回復が阻害されることを防ぐ。)

○現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の要支援区分に応じた利用回数という考え方を変更する場合、提供時間や回数に比例して報酬が高くなることの弊害が起こる可能性がある。

○現行の予防給付は月ごとの包括報酬となっている。報酬を変更した場合の事業者の混乱や出来高にした場合の提供回数管理による事業者の事務負担を考慮する。

以上の理由から岡山市では、**月ごとの包括報酬**とする。

(2) 現行相当サービス、緩和した基準によるサービスのサービス単価をどうするか

ガイドラインにおける国の考え方

【現行相当サービス】

○市町村は、訪問介護員等による**専門的サービス**であること、**設定する人員基準、運営基準等の内容を勘案し**、地域の実情に応じて、**国が定める額(予防給付の単価)を上限としつつ、ふさわしい単価**を定めることが望ましい。

【緩和した基準によるサービス】

○市町村において、**国が定める額(予防給付の単価)を下回る額を個別の額(サービス単価)として定めること**としており、市町村は、**サービス内容や時間、基準等を踏まえ**定める。

岡山市の考え方

【現行相当サービス】

○**現行相当サービスは訪問型、通所型ともに、サービス内容は従来どおり専門的サービスであり、人員基準、運営基準等も従来どおりであるため、現行の予防給付と同様のサービス単価とし、加算についても現行の予防給付と同様とする。**

【緩和した基準によるサービス】

○**訪問型サービスにおいては生活援助のみを行うことによる介護負担の軽減を考慮し基本単価を設定する。**

(参考) 訪問型サービスの比較 所要時間30分以上1時間未満の身体介護中心型の訪問介護単価 388単位・①

所要時間45分以上の 生活援助中心型の訪問介護単価 225単位・②

②/①≒58%

○**通所型サービスにおいては提供時間の短縮等を考慮し基本単価を設定する。**

(参考) 通所型サービスの比較 岡山市の介護予防通所介護の平均利用時間(ケアプラン分析) 約5.6時間・③

緩和した基準によるサービスの想定利用時間

約2.5時間・④

④/③≒45%

○**緩和した基準によるサービスは人員基準等を緩和するが、専門的資格を持つ職員を雇用し、質の高いサービスを提供することについては新設する加算で評価する。**

○**週当たりで一定時間以上のサービス提供体制を保持することにより、利用者の希望や状態に柔軟に対応できる体制を有する事業所については、新設する加算で評価する。**

○**従来の予防給付にある加算については、個々の加算の性格や緩和型サービスの考え方によって検討する。**

《訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)》基本報酬+新設する加算=従来の予防給付の基本報酬の80~90%程度

《通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)》基本報酬+新設する加算=従来の予防給付の基本報酬の70~80%程度

《参考》緩和した基準によるサービスについての参入希望アンケート結果

○実施期間:平成27年12月24日～平成28年1月8日

○実施対象:市内既存事業所

訪問介護207事業所(回答145事業所 70%)

通所介護286事業所(回答208事業所 73%)

○アンケート内容:訪問介護、通所介護それぞれに緩和する要件の(案)及び報酬の(案)(加算により訪問は現行の8～9割程度、通所は現行の7～8割程度)を提示の上、参入希望の有無の回答を求めたもの。

